

サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー

理念

私達は、幼児からシニアまで 4 世代にまたがるメンバーでゴスペルを軸に活動しています。メンバーは楽しみながら本気で活動に向き合い、お互いを支え、刺激し合うことで、ひとつの生き甲斐を感じています。

コロナ禍で人との接触が大幅に制限され、歌いたいときに気軽に歌えず、仲間ともマスクを介さないと会えない 3 年間を経験しました。私達が当たり前であると思っていることは、当たり前ではありませんでした。それを知ることができたおかげで、今改めて人とのふれあい、コミュニケーションの大切さを痛感します。これからも幅広い年齢層で知恵を出し合い、活動スタイルを柔軟に変化させ、私達の持つ「うたちから」で社会に愛と元気を届けていきたいと考えています。

家族や仲間、支えてくれる人々、地域社会に改めて感謝し、どんな環境でも雑草のような粘り強さで前進するゴスペル集団。それが、私達『サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー』が目指すところです。

サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー(以後、サンクス)規約

第1章 活動目標

- 第1条 クワイヤー単独では実現が難しい音楽活動や交流活動を、ファミリークワイヤーが力を結集することによって実現可能にする。
- 第2条 ファミリークワイヤー間での交流や助け合いの中で得た刺激を、所属クワイヤーに持ちかえり活動に活かす。
- 第3条 サンクスの活動を通して得られる素晴らしい音楽経験や人のつながりに感謝し、ゴスペルで社会に貢献できる活動を図る。
- 第4条 所属メンバーが持つやる気や、様々な才能を活かす機会をサンクスで提供し、個人と団体いずれもが活かし合える場になるよう目指す。
- 第5条 冒頭の「サンクス・エイジング」の理念の実現のため、ファミリークワイヤーの力を結集して様々な独自企画にチャレンジし、所属メンバーはもちろんのこと、世間の人々にも勇気と活力を与える活動を続けていく。

第2章 活動内容

- 第6条 独自企画イベント・ステージの企画・運営
- 第7条 合同レッスンの企画・運営(オンラインレッスンを含む)
- 第8条 特別ワークショップの企画・運営
- 第9条 加盟クワイヤーの運営サポート・ヘルプ
- 第10条 各種対外イベント(ボランティアイベント訪問を含む)への出演
- 第11条 常任理事会の開催(2ヶ月に1回程度)
- 第12条 理事総会の開催(毎年4月)

第3章 会員

- 第13条 サンクスへの入会はクワイヤー単位とし、個人別の会員登録は行わない。サンクスの加盟クワイヤーのメンバーは自動的にサンクス会員となる。尚、入会申込書の提出・年会費の支払いをもって入会を受理する。
- 第14条 サンクス加盟クワイヤーを退会・休会した場合、そのメンバーはサンクス会員資格を喪失する。ただし、休会中でもサンクス年会費を支払っている会員については、代表と常任理事の承認をもって、支払い年度内のイベントの参加資格を有するものとする。
- 第15条 サンクスあるいはクワイヤー活動を日常的にサポートする奏者や技術者などはサンクスの会員資格を有する。
- 第16条 会員の入退会に関してサンクスはとくに条件を定めない。ただし、サンクスの活動に著しく損害を与える可能性がある場合、入退会を管理する権限を有す。

第4章 役員

- 第17条 サンクスは次の役員をおく。
 - 1) 代表 1人
 - 2) 代表代理 1人

- 3) 常任理事 5 人
各クワイヤーから 1 人(状況によって 2 人)
- 4) 理事 5 人(加盟クワイヤー数と同数)

第 18 条 代表は JUNKO とし、サンクスを代表し、その活動を総理する。

第 19 条 代表代理は JUNKO が任命し、JUNKO 不在時にその役割を代行する。

第 20 条 常任理事は、代表の指名を受け、理事総会の承認を持って任命される。

第 21 条 理事は加盟クワイヤーから各 1 名、クワイヤーの代表を理事とする。

第 22 条 常任理事 5 人で常任理事会を構成し、サンクス・エイジングの理念に基づいた企画を立案する機能を有する。

第 23 条 代表は、常任理事会で立案された企画を精査し、助言を与え、協議しつつ活動方針を決定する。

第 24 条 常任理事会で企画され、代表により決定された活動方針は、随時召集されるイベント実行委員会が具体的な運営の役割を担う。

第 25 条 会計担当は日常的には代表の報酬交渉や日程調整を含めた対外交渉と会の円滑な運営をサポートする。

第 26 条 監事は、会の財産状況、理事の業務内容を監査し、会の健全なる運営をサポートする。

第 27 条 常任理事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。尚、事情により任期まで継続できない場合は、代表の承認を得ることで途中退任することが出来る。

第 5 章 常任理事会、理事総会

第 28 条 常任理事会は随時開催とする。

第 29 条 理事総会は代表、常任理事、理事によって構成され、原則毎年 1 回、4 月に開催する。

第 30 条 理事総会の主な機能は、組織改編、規約変更、予算、人事などについて協議し、承認を与えることとする。

第 6 章 イベント実行委員会

第 31 条 イベント実行委員会はイベントごとに招集される。サンクス全会員の中より代表と常任理事で相談の上で人選し、該当会員が属するクワイヤーの了解をもって正式決定されたイベント実行委員により構成される。

第 32 条 イベント実行委員の中より、チーフ、サブチーフを代表及び常任理事が任命し、チーフを中心にイベントに向けて運営を進めていく。理事はイベント実行委員会の決定事項を自らが所属するクワイヤーで、会員の協力を集めながら実行委員と共にサポートする役割を担う。代表と常任理事はオブザーバーとしてイベント実行委員会に対し助言を行う。

第 7 章 肖像等

第 33 条 宣伝広報活動のため、ステージ・レッスン・イベント活動の写真や動画を、サンクスホームページ、講師ブログ、メンバーブログ、サンクス Facebook、Youtube、Instagram 等の SNS 媒体、フライヤー等に掲載する事がある。
支障のあるメンバーは、イベント開催前に常任理事までその旨を連絡すること。

また個人利用の SNS にサンクス活動写真を掲載する場合は、名前等の個人を特定できる情報や、メンバー同伴の子供のアップ写真は避ける。(保護者に了承を得た場合の写真掲載は可とする)

第 8 章 カラオケについて

第 34 条 カラオケ伴奏音源は講師私財につき、データのコピーは厳禁とする。自主練習用に貸与しているカラオケ音源はクワイヤー代表者が責任をもって管理し、貸与目的以外(通常の自主練習以外)の使用を希望する場合は、必ず講師の許可を得ること。

第 9 章 レッスン録画・録音について

第 35 条 オンラインレッスン録画は現会員のみが閲覧できるものとし、無断で第三者への提供や退会後の閲覧は禁止する。また、個人でのリアルレッスンの録画は基本的に不可とし(録音は可)、録画が必要な場合は事前に講師の許可を得ること。尚、スキルアップのために、録音したものを所属メンバーと共有したり、オンラインレッスンのアーカイブを過去にさかのぼり閲覧することは可とする。

第 10 章 弔事規定

第 36 条 会員が死亡した場合には、香典 5,000 円を供える。

第 11 章 禁止事項

第 37 条 サンクスの活動や人脈を利用した商業活動は禁止する。

第 38 条 サンクスの活動や人脈を利用した宗教的・政治的勧誘活動は禁止する。

第 39 条 サンクスに所属するメンバー名簿(クワイヤー名簿を含む)の転売や漏出、本活動に関係ないところでの使用を禁止する。

第 40 条 サンクスをサポートしてくださる技術者(バンド・音響・照明・カメラ・ビデオ等)への個人的な連絡・依頼(本活動に関係がなく、サンクス代表の承諾を得ていないもの)を禁止する。

第 41 条 禁止事項を遵守できず、サンクス代表の指示にも従わない場合、代表権限によりサンクスと所属クワイヤー両方の会員資格を失う。

第 12 章 活動運営費

第 42 条 サンクス会員は活動運営費(以下費用という)として、一人当たり年間会費 2,500 円を納入する。

尚、キッズ部門(サンクスポレポレクワイヤー)に関しては、活動が不定期でメンバーが母同伴からのスタートなため、活動中も年会費は基本無料とする。また、イベント参加の費用は随時常任理事会もしくは実行委員会で検討して決定する。

第 43 条 サンクス会員は年間会費を毎年 4 月に各クワイヤーの会計担当者に支払う。会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、途中退会の際に払い戻しは行われぬ。途中入会の特別処置として年明け 1~3 月の入会には 500 円を支払うものとする。休会者の途中復帰に関しても同等とする。

第 44 条 会場下見、施設抽選、打合せ等サンクスのイベント準備に伴う交通費や郵送代、印刷費等の必要経費は会費より全額支給されるものとする。経費は適切な対象に行われるものとし、常任理事会で承認を得たものに行う。

第 45 条 費用の収支については会計担当がとりまとめ、監事が監査をした上で理事総会にて監事が報告しなければならない。

第 13 章 本部事務所と活動拠点

第 46 条 サンクスの本部事務所を「大阪府吹田市山田西 2-14-68 三宅気付」におく。

第 47 条 サンクスの活動拠点は随時各加盟クワイヤーにおいて確保するものとする

第 14 章 付則

第 48 条 本規約は 2012 年 4 月 1 日をもって発効する。

第 49 条 サンクスは 2011 年 3 月 13 日に設立したものとする。

第 50 条 本規約は 2023 年 4 月 23 日に改定されたものである。

以上